

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年9月6日 06時59分ごろ～07時10分ごろの間）
発生場所	不明（青森県深浦町深浦漁港北東方沖）
事故の概要	漁船第二十四はくしん丸は、航行中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年9月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十四はくしん丸、19トン AM2-5621（漁船登録番号）、株式会社ホリエイ 20.35m（Lr）×5.47m×1.67m、FRP ディーゼル機関、540kW（動力漁船登録票による）、平成12年7月31日 第212-15960号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 35歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年11月17日 免許証交付日 平成28年7月13日 （令和3年11月27日まで有効） 甲板員A 32歳 甲板員B 28歳 甲板員C 33歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約26℃
事故の経過	本船は、船長、甲板員A、甲板員B及び甲板員Cが乗り組み、定置網漁の目的で、令和2年9月6日06時50分ごろ深浦漁港を出港し、同漁港北東方沖の漁場に向かった。 本船乗組員は、出航したとき、船長が操舵室で操船を行い、甲板員

	<p>Aが後部甲板中央部で、甲板員Bが前部甲板左舷部で、甲板員Cが後部甲板左舷側でそれぞれ身支度等を整えながら待機していた。</p> <p>甲板員Cは、06時59分ごろトイレから出てきた際、後部甲板中央部に甲板員Aが座っているのを認め、その後、右舷側通路を通過して操舵室に入って見張りを行った。</p> <p>甲板員Bは、07時05分ごろ、左舷側通路を通過してトイレに入る際、後部甲板には誰もいないことを認め、07時10分ごろトイレから出て右舷船尾端のブルワーク上を見たところ、甲板員Aが使用するゴム手袋1組とゴムベルトに装着された小刀が置かれていた。</p> <p>甲板員Bは、直ちに操舵室に入ったが、甲板員Aを認めなかったため、船長に甲板員Aがいないことを報告した。</p> <p>船長は、約600m後方を同航していた僚船に乗船している漁労長に携帯電話で、甲板員Aが落水した旨を報告した。</p> <p>漁労長は、本事故の発生を船舶所有者及び所属する漁業協同組合に携帯電話で連絡するとともに、海上保安庁に本事故の発生の通報を依頼した。</p> <p>甲板員Aは、9月8日11時30分ごろ、捜索中のダイバーによって発見され、青森県青森市内の病院に搬送されたが、溺水による窒息死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船船尾部の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、発見された際、オーバーオール型の防水ズボン(カップ)を着用していたが、防水上着は本船に残されており、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船乗組員は、ベルト型救命胴衣をカップの上から着用すると暑いので、ふだん、漁場に到着する直前に防水上着及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、航行中、甲板員Cが、9月6日06時59分ごろ、甲板員Aが後部甲板中央部に座っているのを認めた後、甲板員Bが07時10分ごろ、甲板員Aがいなくなったことに気付いたことから、この間において、甲板員Aが落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、深浦漁港北東方沖を航行中、甲板員Aが、漁場に到着するまでの待機期間中、落水したことにより発生したものと考</p>

	えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船の船長は、暴露甲板上では救命胴衣を着用するよう指導すること。・ 小型船の乗組員は、暴露甲板上に出る場合、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

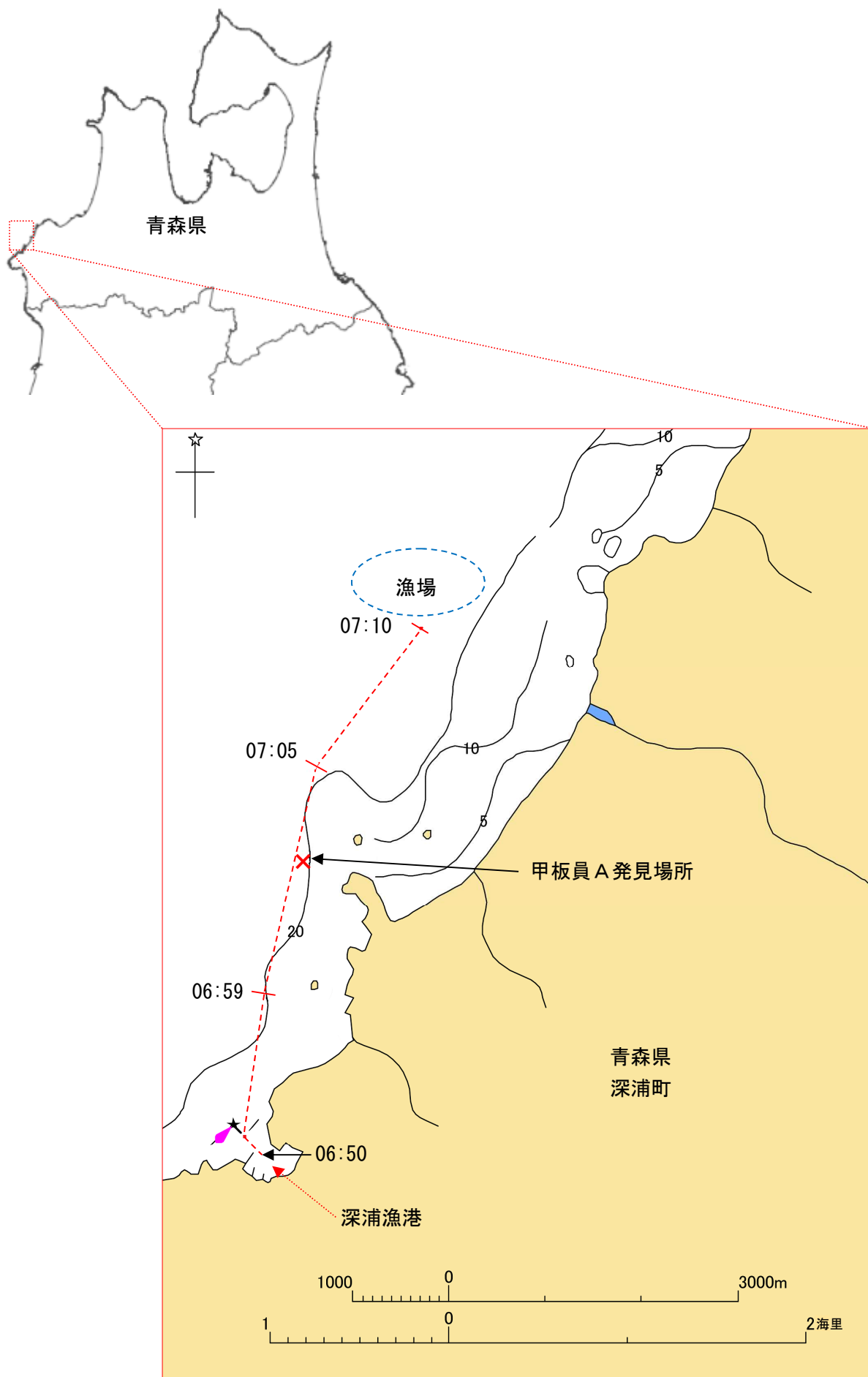


写真1 本船船尾部の状況

